

平成 30 年 5 月吉日

松山市長 野志克仁 様

「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」罰則付加等の要望書

NPO 法人禁煙推進の会えひめ
<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail; office@uen-ehime.com

謹啓

新緑の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

私ども NPO 法人禁煙推進の会えひめ（現在、会員数約 250 名）では世界禁煙デーに合わせて毎年、禁煙デーの周知、禁煙の推進や大街道・銀天街での路上喫煙禁止、罰則規定付加を求めて、プラカード、シュプレヒコールなどによる禁煙推進パレードを行なっております。今年も、5 月 13 日に開催いたしました。松山市からもご後援をいただき、感謝いたしております。また、講演やイベント、新聞への投稿なども通じて禁煙推進活動を行っておりますが、中でも、歩きタバコ禁止区域での違法喫煙が後を絶たず「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」への罰則規定付加の必要性を強く訴えております。毎年、本件を要望させていただいておりますが、松山市からの回答は、「喫煙者と非喫煙者の双方の権利を守り・・・」「ポイ捨ては禁止し、減少している」「定期的に清掃しているから問題はない・・・」の繰り返しです。これは実態を把握しているとは思えない回答です。大街道・銀天街を歩いていますと、大勢の歩行者の中には歩きながら喫煙している人を見かけます（特に夜間、早朝。自転車に乗りながらも）。また、吸い殻も多く捨てられています。特に、開店掃除前の早朝大街道は、ポイ捨てだらけです。今年も、当会の禁煙パレードで、有志による早朝の清掃で約 3,000 本のポイ捨てタバコを回収いたしました。毎年行っておりますが、一向に改善傾向がありません。回収したポイ捨てタバコを本要望書と一緒に持参させていただきます。違反の歩きタバコが減りますように、取りあえずは、違反の自転車乗りを取り締まるのと同様に夜間や早朝を中心に、違反歩きタバコ撲滅のために大街道や銀天街の巡回をお願いできれば幸いです。

受動喫煙は今や世界的に大きな問題となっております。WHO（世界保健機関）は、タバコによる健康被害の重大さを鑑み、「世界たばこ規制枠組条約(FCTC)」を 2003 年に制定し、現在、日本はもちろん、世界 170 国以上が批准し、タバコ規制を強力に推し進めています。松山市でも最も人が集まる大街道・銀天街での違法喫煙は多くの受動喫煙被害を生んでいます。松山市民は、大街道側の銀天街入り口にある喫煙場所からの受動喫煙被害を歩行中はもちろん、信号待ちをしている間中ずっと受け続けています。受動喫煙被害を減少させるために、他自治体のように罰則付き路上喫煙禁止条例にして欲しいと思います。医学的に「喫煙は、喫煙病（ニコチン依存症＋喫煙関連疾患）という全身疾患」であり、「喫煙者は積極的禁煙治療を必要とする患者」とされており、ニコチン依存症という病気の喫煙者に対して、法令順守はマナーに頼っていても無駄です。厳しく罰則（罰金徴取）規定を設けないと実効性がないことは、東京都千代田区や他の自治体の前例からも明白となっております。病気を治療するという役割でも厳しい厳罰化は有用です。

また、松山市の「歩きタバコ等の防止に対する条例」の HP を拝見しますと、大街道等はもちろん、歩きタバコ等は禁止区域になっていますが、市内全域で歩きタバコをしないように努力しないといけないとなっております。このことを知っている市民はどれほどいるのでしょうか？私たちが知

っている限り、皆無だと言っても過言ではありません。是非とも、喫煙者はもちろん全ての松山市民に市内全域で歩きタバコをしないことを努力するように周知していただければ幸いです。さらに、HPのこの条例の目的に「禁煙の推進やたばこ撲滅を目指すものではありません。」とご丁寧に記載されていますが、わざわざ、この文言を掲載する意味があるのでしょうか？松山市は、禁煙を推進してないのでしょうか？喫煙を推奨しているようにもとれる記載です。一昨年も昨年もお願いしましたが、即刻の削除をお願いいたします。また、「吸う人と吸わない人が互いに気づかい、共有できる環境づくりを目指します。」とありますが、吸わない人は具体的にどのような気遣いをせよとおっしゃっているのでしょうか？受動喫煙被害を我慢しろと言っているのでしょうか？これはタバコ会社の受動喫煙被害を無視した、タバコ販売目的の戦略的文言だと思います。

そして、この条例の目的（喫煙者にマナーの順守を呼びかけ、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮してもらうことにより、「安心して快適な生活環境を保持する」こと）の「他人に迷惑を及ぼさない安心して快適な環境」が、タバコの火だけでなく、日常茶飯事に迷惑を受ける受動喫煙被害も是非とも考慮していただきたいと思います。

以上をご理解賜り、歩きタバコ等禁止対象地区に於ける罰則（罰金）付加に向けて、前向きにご検討をいただきたくとともに、市内全域で歩きタバコをしないように周知していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

最後に、当会の要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。毎年、ご回答していただいておりますが、形式上の通り一辺倒なご回答のようで、申し訳ありませんが、今までは誠実さを感じませんでした。今年は、個々の質問に対しての具体的なご回答をお願いできれば幸いです。以下に要望を箇条書きにいたしますので、簡潔なご回答をお願い申し上げます。ご回答は、当会ホームページに松山市の取り組みとして掲載させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

敬白

【参考】

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

世界たばこ規制枠組条約

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

【要望】

- 1) 「松山市歩きタバコ等の防止に関する条例」に罰則（罰金）規定を設けて欲しい。
- 2) 自転車監視員と同様に、歩きタバコ監視員を設け、違反者に注意して欲しい。
- 3) 歩きタバコ禁止区域の喫煙場所（銀天街入り口、JR 松山駅前、堀之内、城山、道後等）を撤去して欲しい。
- 4) 禁止区域だけでなく、市内全域で歩きタバコをしないように努力しないといけないということを市民へ周知して欲しい。
- 5)、HPに掲載されている「禁煙の推進やたばこ撲滅を目指すものではありません。」の文章を削除して欲しい。
- 6) 市の見解として、吸わない人はどのような気遣いをすべきだとお考えでしょうか？具体的に教えて欲しい。
- 7) 条例の目的である「他人に迷惑を及ぼさない安心して快適な環境」に受動喫煙被害も考慮されるべきであるということを確認し、各部署と協議し受動喫煙防止法を含めた対策をお願いしたい。